

1 コンプライアンスの強化について

I 不正防止に係る内部通報制度の制定について

花巻市では、行政運営上の違法又は不当な行為等に関して行う内部通報制度を制定しました。制度の概要は下記のとおりです。

1 制度の目的

職員等が知り得た行政運営上の違法又は不当な行為等に関して行う内部通報制度を制定することにより、違法な状態の発生防止及び早期是正を図り、市民の利益損失を最小限に抑え、適正かつ公平、公正な市政の運営を行うことを目的とするものです。

2 内部通報の対象者

通報できるのは、一般職職員、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員であり、市で働く全ての職員となります。

3 内部通報の対象となる行為等

内部通報の対象となるのは、次に掲げる市職員等の行為で、通報者が職務上等で知り得た行為です。

- (1) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 市民の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 本市の事務事業に係る不当な行為で、市民の利益を失わせ、若しくは本市に著しい損害を与える行為又はそのおそれがある行為
- (4) セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント又はこれらを誘発させるおそれのある行為
- (5) その他コンプライアンス上問題となる行為

4 内部通報窓口

総合政策部総務課に市長直轄の内部通報窓口を設置するほか、市内の弁護士2名を外部窓口として委嘱します。

外部窓口へ通報した場合、外部窓口から市への報告は匿名で行うことが出来るため、通報者が、通報することにより不利益を受ける心配をすることなく通報することが出来ます。

5 内部通報の方法

内部通報の方法は、文書、電子メール、FAX、面談、電話連絡により行います。

6 内部通報の処理等

内部通報窓口は、通報を受けたときは必要に応じて調査を行い、調査結果に基づき是正措置及び再発防止のために必要な措置を行います。

また、その行為が懲戒処分に該当する可能性がある場合は、花巻市職員分限懲戒等審査委員会において審査を行い、厳正に処分します。

II コンプライアンス研修について

コンプライアンス研修について、毎年度実施しているところですが、今年度においても、弁護士を講師に迎えコンプライアンス研修を全職員対象に実施します。

<担当 総合政策部 総務課 24-2111 内線219・225>